

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び
公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

(令和6年度 随意契約)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(日立)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,013,509	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(成田)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,144,492	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(小山)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥924,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(秩父)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥999,477	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(富士)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥2,112,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(水戸(鉄塔))	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,024,940	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(野田)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,454,640	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(厚木)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,188,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(立川)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥998,448	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(上尾)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥977,777	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借(太田)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南1-2-1	R6.4.1	—	—	会計法29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥960,000	—	—	—	—	—	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。

C帯静止衛星監視設備令和6年度建物借料	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.4.1	スカパーJSAT株式会社 東京都港区赤坂1-8-1	7010401072259	会計法29条の3第4項 平成28年以降、実施している干渉モニタリングの深い技術・知見を有しモニタリングシステムを構築し測定を行うこと、固定監視局が同社敷地内にあり干渉モニタリング機器の設置・測定が的確な場所にて可能なこと、これまでの各携帯電話事業者との調整力、干渉時の対応等、契約の性質上、他に合理的な代替先がないことから、同社との随意契約が必要となる。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥10,098,000	—	—	—	—	—	—	—	—
C帯静止衛星監視設備令和6年度土地借料	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.4.1	スカパーJSAT株式会社 東京都港区赤坂1-8-1	7010401072259	会計法29条の3第4項 平成28年以降、実施している干渉モニタリングの深い技術・知見を有しモニタリングシステムを構築し測定を行うこと、固定監視局が同社敷地内にあり干渉モニタリング機器の設置・測定が的確な場所にて可能なこと、これまでの各携帯電話事業者との調整力、干渉時の対応等、契約の性質上、他に合理的な代替先がないことから、同社との随意契約が必要となる。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥7,200,000	—	—	—	—	—	—	—	—
C帯静止衛星監視設備の運用に伴う5G干渉モニタリング業務請負(令和6年度)	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.4.1	スカパーJSAT株式会社 東京都港区赤坂1-8-1	7010401072259	会計法29条の3第4項 平成28年以降、実施している干渉モニタリングの深い技術・知見を有しモニタリングシステムを構築し測定を行うこと、固定監視局が同社敷地内にあり干渉モニタリング機器の設置・測定が的確な場所にて可能なこと、これまでの各携帯電話事業者との調整力、干渉時の対応等、契約の性質上、他に合理的な代替先がないことから、同社との随意契約が必要となる。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥3,960,000	—	—	—	—	—	—	—	—
令和6年度特別健康診断等の実施の請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.4.1	医療法人社団寿会千代田診療所 東京都千代田区神田錦町1-9	9010005000787	会計法29条の3第4項 当局から徒歩圏内で入院規則に定める検診が可能で利便性を考慮した結果、受診可能な医療機関が1機関のみであり、同法人と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,099,230	—	—	—	—	—	—	—	単備契約
電波スペクトル自動記録装置(L70型)の保守点検業務等の請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.6.24	東洋メテック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8F	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置は、電波スペクトルの収集、記録及び解析機能を有する特殊な専用設備であり、本請負に当たってはそのシステム構成、運用プログラム等について知見を有することが必須であるため、本装置を製造・開発した東洋メテック株式会社以外には対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥6,485,600	—	—	—	—	—	—	—	単備契約
電波監視用測定器(Narda S.T.S.社製)の校正業務の請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.7.4	東洋メテック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8F	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置の制御回路図等を公開しておらず、製造業者以外の業者は対象測定器の校正を行えないため、東洋メテック株式会社以外には対応不可能であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥4,829,000	—	—	—	—	—	—	—	—
電波スペクトル自動記録装置(L70型)の改修請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.7.4	東洋メテック株式会社 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル8F	2011101014794	会計法29条の3第4項 本装置は、電波スペクトルの収集、記録及び解析機能を有する特殊な専用設備であり、本請負に当たってはそのシステム構成、制御プログラム等について知見を有することが必須であり、本装置を製造・開発した東洋メテック株式会社以外には対応困難であり、他に合理的な代替サービスがないことから、同社と随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥6,847,500	—	—	—	—	—	—	—	—
高周波帯V2Xの実現に向けたセルフリモビリティネットワークの研究開発	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.8.8	学校法人東京理科大学 東京都新宿区神楽坂1-3	5011105000945	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、広く一般の研究者等を対象に研究課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,419,600	—	—	—	—	—	—	—	—
高周波帯V2Xの実現に向けたセルフリモビリティネットワークの研究開発	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.8.8	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	5010005007398	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、広く一般の研究者等を対象に研究課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,560,000	—	—	—	—	—	—	—	—
高周波帯V2Xの実現に向けたセルフリモビリティネットワークの研究開発	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.8.8	株式会社構造計画研究所 東京都中野区本町4-38-13 日本ホルスタイン会館内	7011201001655	会計法29条の3第4項 本件は、持続可能な電波有効利用のための基盤技術研究開発事業において、広く一般の研究者等を対象に研究課題を募った中から、外部専門家及び外部有識者で構成される評価委員会における評価結果に基づき、国が委託すべきものとして選定された研究開発について、その実施体制機関と随意契約を行うものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥8,980,400	—	—	—	—	—	—	—	—
電波監視用測定器(アンリツ社製)校正業務の請負	支出負担行為担当官 高地 圭輔 関東総合通信局 東京都千代田区九段南 1-2-1	R6.8.30	荒木電機工業株式会社 東京都渋谷区恵比寿2-11-6	3011001001660	会計法29条の3第4項 当該測定器の回路図等を公開しておらず、製造業者(アンリツ株式会社)以外の業者は対象測定器の校正を行えず、契約窓口業務を委託されている荒木電機工業株式会社以外には対応不可能なため、随意契約を締結するものである。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	¥1,739,100	—	—	—	—	—	—	—	—

